

国地契第115号  
国官技第227号  
平成18年2月3日

各地方整備局総務部長  
各地方整備局企画部長 あて

大臣官房地方課長  
大臣官房技術調査課長

平成17年度補正予算における国庫債務負担行為の取扱いについて

平成18年2月3日成立した平成17年度補正予算において、国庫債務負担行為による一般公共事業費が追加されたところであるが、この国庫債務負担行為の取扱いについては、下記によることとされたい。

記

- 1 今回の追加に係る国庫債務負担行為については、平成17年度歳出予算を伴わず、平成17年度において前金払及び部分払を行うことができないことから、当該国庫債務負担行為による工事に係る予定価格の積算に当たっては、平成17年度出来高予定額相当分について一般管理費等の前払金支出割合区分に応じた補正係数による補正を行うものとする。
- 2 1. の工事の請負契約書については、「工事請負契約書」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）の条項を必要に応じ適宜加除したものを使用するものとする。